#### 1. 計画全般

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
1	計画全般	様々なパブコメで、最も重要なものは、前回とどのように変わったの	頂いたご意見を踏まえ、第四次計画において目標値を定めている項
		か、時代背景は書かれていても、それがどう反映されているかが不明	目について、第1章に達成状況を加筆します。また、計画の達成度の
		では、市民はわからない。まずそこを明記すべきである。	指標として男女共同参画の意識の推移について、市民意識調査の結
		また、達成度についての報告と反省がない。期限が来たから、計画を	果を記載しています。
		ちょっと変えて作り上げるという姿勢は棄てていただきたい。計画の	
		推進にも不可欠である。	

### 2. 第1章

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
2	2. 計画の位置	図の中心に「桶川市第5次男女共同参画基本計画」があり、そこから	頂いたご意見を踏まえ、「桶川市第三次DV(配偶者等からの暴力)
	づけと性格	下向きの矢印で「桶川市第3次DV(配偶者等からの暴力)対策基本計	対策基本計画」を「桶川市DV (配偶者等からの暴力) 対策基本計画」
	(P4)	画」を指している。「第3次DV」は「第5次男女共同参画基本計画」	と改めます。
		を反映してこれから作成されるように見える。しかし、6ページで「第	
		3次DV」は既に令和4年3月出来上がっている。従って、この図の	
		時系列(矢印) は誤記のように思える。	
		コメントとして	
		・「第3次DV」は図の矢印の通りであればこれから作成すると考え	
		られるので「第4次DV」となるのではないか?	
		・あるいは「第5次男女共同参画基本計画」から「第3次DV」に向	
		かう矢印は逆の上向きの誤記?	

### 3. 第2章

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
3	基本目標	「誰もが性別にかかわらず」とあるが、LGBTQの人たちを考えた	頂いたご意見を踏まえ、「誰もが性別にかかわらず」の後に「多様な
	基本目標 I	ら、性別では包括しきれない。性別の後に、態様、外見にかかわらず、	生き方を認め合い」を加筆します。
	(P22)	を入れる。	

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
4	基本目標	あらゆる分野において政策、方針決定過程の場への <u>男女双方の意見が</u>	頂いたご意見を踏まえ、「さらに、あらゆる分野において政策、方針
	基本目標I	<u>バランスよく反映できるよう</u> 取り組みとあるが。バランスの意味が不	決定過程の場に性別を問わずともに参画できるよう取り組みます。」
	(P22)	明。ジェンダーが存在する現状においてのバランスは。後退であり、	と改めます。
		「ジェンダー解消を基本に、多様な立場の意見を組み込み、取り組む」	
		とする。No.3 と同様、男女などを強調する時代ではない。	
5	基本目標	男女がともに働きやすい社会ではなく、「誰もが」とする。1と同様で	男女の賃金・昇進等格差や女性の妊娠や出産に際した就業継続の問
	基本目標 2	ある。体系図も変える。	題、男性中心の長時間労働を前提とした従来の働き方が慣行となっ
	(P22)		ているなど、男女間における格差が依然として残っていることから、
			このような表記としています。そのため原案のとおりとします。
6	"	男女が3回出てくるが、表現を工夫する。	頂いたご意見を踏まえ、1行目「男女がともに」を「誰もが」と、5
			行目「男女の均等な雇用機会」を「均等な雇用機会」と改めます。
7	基本目標	さらに、高齢者・障害者、外国人、性的マイノリティなど配慮を必要	頂いたご意見を踏まえ、「さらに、」の後に「多様性を認め合う意識啓
	基本目標3	とする人に対しては、 <u>相談を通じ、</u> とあるが、形式的。「多様性を認め	発に努め、」を加筆します。
	(P23)	合う社会が大切との情報発信と、啓蒙を行うととともに、相談事業を	
		充実しとする。	

### 4. 第3章

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
8	計画の体系図	図中の基本目標 I - 3 家庭と地域への男性参画の拡大(1)家庭と仕	施策の柱 I - 3 「家庭と地域活動への男性参画の拡大」(30ページ)
	(P27)	事、地域活動の両立の促進とあるが、30ページの説明では自治会、P	については、男性の地域活動等への参加、施策の柱 I - 4「政策・方
		T A活動→女性参加が高い、女性の負担が多い。	針決定過程への女性参画の推進」(31 ページ) については、地域活動
		また、31ページの表では、(主な取組)の欄で 地域活動における女性	における女性のリーダーや役員などへの参画を意図しています。そ
		の参画促進とある。私が住んでいる自治会では、会長を含む多くの役	のため原案のとおりとします。
		職で男性が主である。また、桶川市内の小中学校PTA活動は女性参	
		加が多いことはわかるが、自治会、区長会等を指す地域活動は男性の	
		参加が多く、女性は少ないと思われる。	
		さらに、30ページでは「地域活動においても女性の参加が高い」、31ペ	
		ージの表中では「 <u>地域活動における女性の参画促進</u> 」とあり、「基本目	
		標I-3 家庭と地域への男性参画の拡大」の「男性参画の拡大」と	
		女性に関する説明は整合していないと考えられる。	
		(コメント)	
		・この「基本目標は $I-3$ 家庭と地域への $\underline{男性}$ 参画の拡大」は男性	
		だけに限らず男女共通と考えられる。従って、この部分の記載につい	
		ては、下記を提案する。	
		・「基本目標I-3 家庭と地域への <u>男女共同参画</u> の拡大」	
		・また、合わせて 30 ページのタイトルは	
		「家庭と地域活動への <u>男性</u> 参画の拡大」→「家庭と地域活動への <u>男女</u>	
		<u>共同</u> 参画の拡大」とする	

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
9	施策の柱 I - 2	決定的に不足しているのが性教育への取り組みである。(1)学校等での	頂いたご意見については、Ⅲ-2(1)主な取組「性に関する正しい認
	男女共同参画の視点に立っ	男女共同参画の推進の主な取り組みに、1項目加える。DVを含めた	識と理解の啓発」の中に含まれているため、原案のとおりとします。
	た教育・学習の	ジェンダーの解消には、互いの性と人権を子どものころから認め合う	
	充実 (P29)	教育が不可欠である。担当課に学校教育課も含める。	
10	施策の柱 I-3	(2)男性の家事・育児・介護への 参画促進とあるが、今時、こんな古	国及び県計画を勘案し、また市民意識調査の結果からも男性の家庭
	家庭と地域活動への男性参	い表現は珍しい。20年も後退した感じがする。「性別役割を見直し、と	への参画が課題ととらえられることからこの表記としています。そ
	画の拡大	もに家事・育児を担い合う対等な関係の構築などのような表現にすべ	のため原案のとおりとします。
	(P30)	き。	
11	"	男性の参画の普及とは何ぞや。意味不明。	頂いたご意見を踏まえ、「男性の参画の普及」を「男性への啓発」と
			改めます。
12	施策の柱 I-4	女性の意見を取り入れやすくするための仕組づくりとは、具体的にど	女性のキャリア形成に向けた支援や意見の場の創出、組織の風土の
	政策·方針決定 過程への女性	う答えられるのか。「意見を表明する機会を増やし、反映する仕組みの	醸成などを含め現在の表記としています。そのため原案のとおりと
	参画の推進	構築」などわかりやすく。	します。
	(P31)		
13	II.	(2)女性活躍の推進で、「広報などによる達成度の定期的公表と先進地	頂いたご意見については、 $I-1(1)$ 「男女共同参画に関する調査・
		域の紹介」の項目を増やす。担当に広報広聴課を入れる。	研究・発信」の中に含まれているため、原案のとおりとします。
14	施策の柱I-5	(1)防災・災害対策への男女の参画の推進に、障がい者・高齢者などの	「男女共同参画の視点に立った」という観点から、このような表記と
	男女共同参画の視点に立っ	要配慮者への記述がない。女性や性的マイノリティの後に付け加える。	しています。そのため原案のとおりとします。また、頂いたご意見は
	た防災・防犯対	高齢介護課、障害福祉課を入れる。	関係課に伝え、今後の施策の参考とさせていただきます。
	策の推進		
	(P32)		

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
15	施策の柱 II-1 男女がともに 働きやすい職 場づくりの推 進 (P33)	「男性の育児休暇取得の拡大」を入れる。	頂いたご意見については、I-3(1)主な取組「ワーク・ライフ・バランスの普及」の中に含まれているため、原案のとおりとします。
16	II.	(2)働きやすい職場づくりの推進に、女性管理職の増加の取り組みを入れる。	頂いたご意見については、 $II-2(2)$ 「女性活躍の推進」の中に含まれているため、原案のとおりとします。
17	施策の柱II-2 職業生活にお ける女性活躍 の推進 (P34)	市役所における女性活躍の推進とは、エンパワーメントを保証するという事なのか、差別的雰囲気を感じさせる。「個性や主体性を尊重した対等な活躍を保証する環境づくり」などに。	市役所における女性活躍の推進は、女性活躍推進法に則り策定している「桶川市次世代育成支援/女性活躍特定事業主行動計画」に基づき、女性の活躍を総合的に推進しています。そのため原案のとおりとします。
18	n	この部分の説明文中で「特に本市においては、女性の非正規雇用の割合が、全国及び埼玉県と比べて高くなっています。」とあるが、・この問題をどうやって解消するのか? 表中で「・・・支援」と書いているが、具体的な実施案等のようなものが見えない。労働問題だから大宮労働基準監督署、ハローワーク大宮等と連携することを書いてはどうか。	具体的な事業の中で担当課において、関係機関等と連携をとって進めていくため、原案のとおりとします。
19	施策の柱Ⅲ-1 あらゆる暴力 の根絶 (P35)	被害者の多くは女性ですが、2か所あり、要整理。	頂いたご意見を踏まえ、4行目「被害者の多くは女性であり、」を削除します。
20	IJ	DVをはじめとする暴力は、これらの暴力に、とする。	頂いたご意見のとおり改めます。
21	II	施策の(1)は、性教育への取り組みを入れる。社会教育と学校教育の両 方を入れる	頂いたご意見については、Ⅲ-2(1)主な取組「性に関する正しい認 識と理解の啓発」の中に含まれているため、原案のとおりとします。

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
22	施策の柱Ⅲ-1 あらゆる暴力 の根絶	表中の「(1)暴力の根絶の推進」とあるが、暴力に対しては市役所の中 だけの組織では無理と思われる。コメントとして	具体的な事業の中で担当課において、関係機関等と連携をとって進めていくため、原案のとおりとします。
	(P35)	・上尾警察署の協力を仰ぐ等を記載したらどうか	
23	施策の柱Ⅲ-2 生涯を通じた 心身の健康と 性の尊重 (P36)	(1)で、性に関する正しい認識と理解の啓発とあるが、教育も入れる。 生ぬるい表現は、DVの温床につながることを肝に銘じるべき。	具体的な事業の中に含まれているため、原案のとおりとします。
24	施策の柱Ⅲ-3 生活上の様々 な困難への支 援と多様性の 尊重 (P37)	下の表では高齢者、障害者、外国人・・・等が述べられているが、上の説明文では主に女性だけが取り上げられている。上の説明文は下の表に合わせて「高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援」の追記が必要と思われる。	た、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティなどの配慮を必要と
25	第3章 (P28~P37)	<ul> <li>この章で担当課が記載されているが、市役所担当課だけにとどまらず広くその専門組織と連携/協力する体制をとったらどうか。例えば</li> <li>I − 5 防災・防犯・・・・消防署、警察署</li> <li>II − 1 職場、II − 2 職業生活、女性活躍・・・・労基署、ハローワーク</li> <li>III ー 1 暴力の根絶・・・・・警察署</li> </ul>	本計画については、庁内の担当課として記載しています。具体的な事業の中で担当課において、関係機関等と連携をとって進めていくため、原案のとおりとします。

### 5. 第4章

No.	項目等	意見等の概要	市の考え方
26	計画の推進	冒頭に書いたが、市、市民、事業者、各関係機関がそれぞれの責務を	頂いたご意見を踏まえ、第四次計画において目標値を定めている項
	(P40)	認識し、とあるが、まさにその為に、達成度を明記すべきである。	目について、第1章に達成状況を加筆します。また、計画の達成度の
			指標として男女共同参画の意識の推移について、市民意識調査の結
			果を記載しています。
27	IJ	図式の「進行管理」が大雑把すぎて、具体性がない。進行管理とは、検	図「計画の推進体制」については、視覚的にわかりやすいものとして
		証、見返り、進行であり、検証機関と公表がない。毎回述べているが、	います。そのため原案のとおりとします。
		やる気がないことの表れである。	
28	IJ	桶川市男女共同参画審議会に、意見とあるが、並列して検証を明記す	頂いたご意見を踏まえ、「意見」を「調査・意見」と改めます。
		る。以前の審議会では、達成度の検証をきちんとしていたはずである。	
		後退が目立つ。	
29	計画の推進	取り組み5項目を6項目にし、1は、「計画を実行するための十分な予	本市においては、男女共同参画社会の実現に関する施策を推進する
	(P41)	算の確保」を入れる。現状を打破するには、一番重要な事である。	ため、必要な財政上の措置を講じるよう努めております。頂いたご意
			見については、貴重なご意見として頂戴します。
30	IJ	桶川市男女共同参画審議会の充実に、「計画の達成度の調査」を入れ、	頂いたご意見を踏まえ、文末に「また、施策の実施状況について、必
		調査権限を持たせ、活動域を増やすことが重要である。	要に応じ調査し、市長に意見を述べます。」を加筆します。
31	IJ	最後に、世界の子どもたちの貧困の救済、女性の権利の回復のための	頂いたご意見については、今後の施策推進に当たり、貴重なご意見と
		取り組みを積極的に行う、を入れる。北京行動綱領からの世界共通の	して頂戴します。
		課題である。	